

# 横瀬町国土強靱化地域計画 【概要版】

## ◆ 国土強靱化、国土強靱化地域計画とは

国土強靱化とは、人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチで、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開するものです。

また、国が定める国土強靱化基本計画（以下「国計画」という。）を踏まえ、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「国土強靱化」を、各地方公共団体で推進する計画が、国土強靱化地域計画です。

地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進することは、住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものであり、極めて重要なものです。

## 1. 計画の策定趣旨、位置付け

### ● 計画の策定趣旨

埼玉県では平成 29 年 3 月に「埼玉県地域強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定しました。国土強靱化のためには、国と地方が一体となってあらゆる施策を推進することが不可欠であり、本町としても、強靱で回復力のある安全・安心なまちづくりを推進するため、「横瀬町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

### ● 計画の位置付け

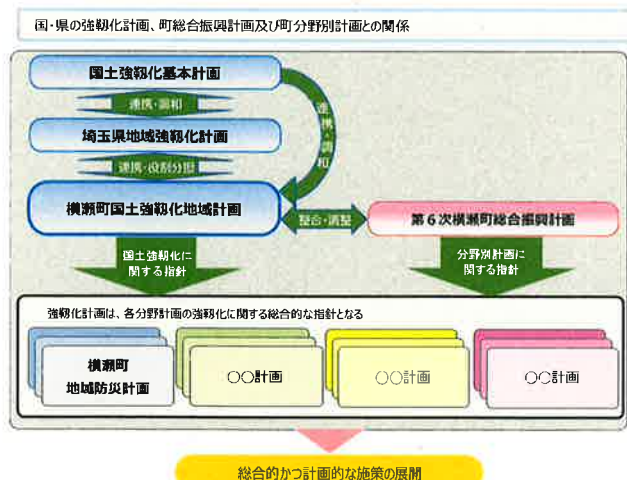
本計画は国土強靱化基本法第 13 条に基づき策定するもので、国計画と調和を図るとともに、県計画との連携・役割分担を考慮しています。

また、本計画は、町政の基本方針である「第 6 次横瀬町総合振興計画」との整合・調和を図りながら、災害の発災前から計画的に町の強靱化を目指すことを目的としています。

### ● 本計画と地域防災計画との関係

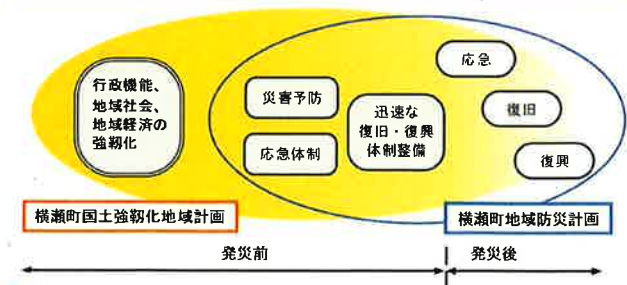
「横瀬町地域防災計画」は一般災害、各種地震等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項が定められています。

一方、本計画は、発災前にあらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生した場合でも最悪の事態に陥ることを避けるべく、本町の行政機能や地域社会、地域経済等の強靱化を図る総合的な指針です。



「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の比較イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の強靱化	○	—



## 2. 横瀬町における強靱化の基本的な考え方

本町は、地形、気象等の条件に恵まれ従来から大災害を受けた例は比較的少ない状況です。一方、過去には、台風の直撃や集中豪雨等により、家屋や農業耕作地等が被害を受けました。また、地震は他の災害と異なり、発生予測や直接的予防対策が困難な災害である上、大規模な地震が発生した場合には、家屋の密集地域を中心に大きな被害が予想されます。東日本大震災時には、本町で震度5弱が観測され、長時間にわたる停電が発生し、交通機関等にも支障が生じました。また、土砂災害は水害や地震とともに複合的に発生する可能性があります。

人口減少・少子高齢化、地域コミュニティの維持困難、社会資本の老朽化といった本町の社会的リスクは、災害リスクと複合化することで、被害をさらに拡大させる可能性があります。このため、分野横断的にハード・ソフトの両面から町域を強靱化する必要があります。

### 基本目標

県計画や地域の特性を考慮し、以下の4項目を基本目標として、本町の「国土強靱化」を推進します。

- ① 町民の生命を最大限守ること。
- ② 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること。
- ③ 町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること。
- ④ 迅速な復旧復興に対応した備えをすること。

強靱で回復力のある安全・安心な町を目指すとともに、町機能の充実、地域コミュニティの維持・活性化を図り、町全体の強靱化を図ります。

## 3. 脆弱性の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故等により致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを指します。国計画と県計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討しています。本計画策定に際しても、国と県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討します。



国計画と県計画を参考にして、また、本町の地域特性、過去の災害等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。そして、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに本町の課題を検討（脆弱性を評価）し、必要な施策を整理しました。これらについては、p. 4「7. 推進する施策の体系」をご覧ください。

#### 4. 施策分野の設定

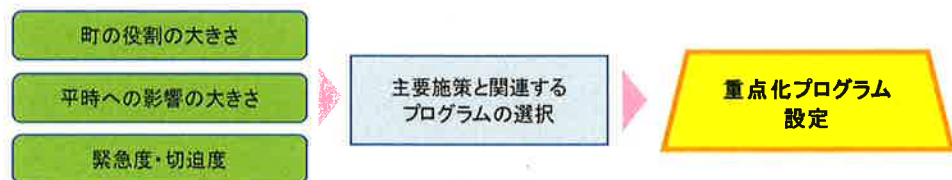
設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、国計画及び県計画と調和を図り、町の行政組織との整合性を勘案して、右表の16の施策分野を設定しました。長期的施策は、主に横断的分野に設定しています。

本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」と「施策分野」、それぞれの視点で、脆弱性分析と方針の検討を行います。

個別 施策分野	1	行政機能
	2	住宅・都市
	3	保健医療
	4	福祉
	5	エネルギー
	6	情報通信
	7	産業
	8	交通
	9	農業
	10	町域保全
	11	ライフライン
	12	教育
	13	土地利用
	14	環境
横断的分野	1	地域づくり・リスクコミュニケーション
	2	老朽化対策

#### 5. 重点化プログラム

限られた予算や資源の中で、優先度の高い施策を効率的かつ効果的に進めるために、県計画を参考にしつつ、下記のようなプロセスを経て、本計画において重点化すべき32の重点化施策項目（次ページ参照）を設定しました。



#### 6. 計画推進の方策

##### ●計画期間

令和3年度～7年度（5年間）※見直しが必要な場合、期間内においても適宜見直します。

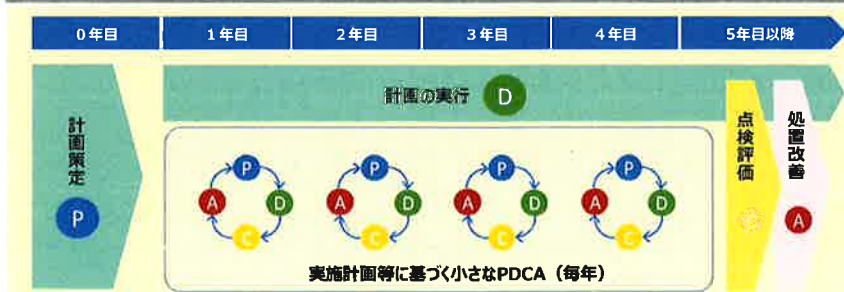
##### ●計画の推進体制

国、県、民間等とも連携した取組の推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定や各種リスク情報、取組、研究成果の進捗状況を共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取組の展開を図ります。

##### ●進捗管理

本計画の進捗管理は、①PLAN（計画策定）、②DO（実行）、③CHECK（点検・評価）、④ACTION（処置・改善）の流れを基本としたPDCAサイクルにより行います。具体的には5年後の計画更新時に本計画を検証する「大きなPDCA」と、毎年度フォローアップにより各取組レベルを進捗評価する「小さなPDCA」の組合せで管理します。

PDCAによる効果検証のイメージ



## 7. 推進する施策の体系

8つの「事前に備えるべき目標」と、29の「起きてはならない最悪の事態」は以下のとおりです。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策分野	施策項目	緑は重点化施策	
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	1 行政機能、4 福祉、 横断1 地域づくり・リスクコミュニケーション	自主防災活動の活性化 避難誘導体制の整備(要支援者)		
	1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	1 行政機能、2 住宅・都市、16 老朽化対策	住宅・建築物の耐震化推進		
	1-3 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	1 行政機能、4 福祉、10 国土保全、 横断1 地域づくり・リスクコミュニケーション	普及・啓発 総合的な水害・土砂災害対策の推進 落石防護網等の防災対策施設整備 避難誘導体制の確保(要配慮者利用施設) 要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり 児童・生徒に対する防災教育の充実 避難誘導体制の整備(自主防災組織等) 避難所運営等災害対応業務を遂行できる職員の育成 住民主体での避難対策の強化(ソフト面) 自主防災活動リーダーの養成		
	1-4 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	1 行政機能、4 福祉、6 情報通信、12 教育 横断1 地域づくり・リスクコミュニケーション		町施設における災害応急対策拠点としての機能喪失防止	
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	1 行政機能、6 情報通信、12 教育、 横断1 地域づくり・リスクコミュニケーション 1 行政機能		災害対策用資機材の確保・充実 災害医療体制の充実 災害時健康管理体制の整備 災害時医療体制の確保 社会福祉施設等への支援	
	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	3 保健医療、4 福祉		疫病・感染症等の大規模発生予防 災害時避難所運営の事前決り 避難所における感染症対策 下水道事業継続計画(BCP)の策定	
	2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	1 行政機能、3 保健医療、11 ライフライン 横断1 地域づくり・リスクコミュニケーション		管理道路沿いの樹木伐採による通行安全対策 緊急輸送路における要対策橋梁等の震災対策 緊急輸送道路ネットワークの確保 大雪に伴う孤立防止対策 物資の備蓄	
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1 沿線建築物等の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態	8 交通		緊急輸送路における要対策橋梁等の震災対策 緊急輸送道路ネットワークの確保 大雪に伴う孤立防止対策 物資の備蓄	
	3-2 旅客の輸送が長期間停止する事態	8 交通		緊急輸送路における要対策橋梁等の震災対策 緊急輸送道路ネットワークの確保 大雪に伴う孤立防止対策 物資の備蓄	
	3-3 物資の輸送が長期間停止する事態	11 ライフライン		緊急輸送路における要対策橋梁等の震災対策 緊急輸送道路ネットワークの確保 大雪に伴う孤立防止対策 物資の備蓄	
	3-4 孤立集落が発生する事態	1 行政機能、2 住宅・都市、6 情報通信、8 交通		緊急輸送路における要対策橋梁等の震災対策 緊急輸送道路ネットワークの確保 大雪に伴う孤立防止対策 物資の備蓄	
	3-5 情報通信が軽微・途絶する事態	6 情報通信		緊急輸送路における要対策橋梁等の震災対策 緊急輸送道路ネットワークの確保 大雪に伴う孤立防止対策 物資の備蓄	
	3-6 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	1 行政機能、6 情報通信、 横断2 老朽化対策		緊急輸送路における要対策橋梁等の震災対策 緊急輸送道路ネットワークの確保 大雪に伴う孤立防止対策 物資の備蓄	
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-1 町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	1 行政機能		業務継続計画(BCP)、庁舎機能不能時対策 防災救援体制の強化 広域連携の推進	
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	8 交通、11 ライフライン		早期の道路啓開、復旧 総合的な大規模停電対策の推進 再生可能エネルギーの活用	
	5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	5 エネルギー、11 ライフライン		早期の道路啓開、復旧 総合的な大規模停電対策の推進 再生可能エネルギーの活用	
	5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態	11 ライフライン		早期の道路啓開、復旧 総合的な大規模停電対策の推進 再生可能エネルギーの活用	
	5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	11 ライフライン、横断2 老朽化対策		早期の道路啓開、復旧 総合的な大規模停電対策の推進 再生可能エネルギーの活用	
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態	7 産業、9 農業、13 土地利用		農地・農業用施設の保全 共同取組活動の推進 地域防災力の強化 空室対策 農地・農業水利施設等の適切な安全管理	
7 二次災害・被害を発生させない	7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	1 行政機能		農地・農業用施設の保全 共同取組活動の推進 地域防災力の強化 空室対策 農地・農業水利施設等の適切な安全管理	
	7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態	9 農業、13 土地利用		農地・農業用施設の保全 共同取組活動の推進 地域防災力の強化 空室対策 農地・農業水利施設等の適切な安全管理	
	7-3 危険物・有害物質等が流出する事態	14 環境		農地・農業用施設の保全 共同取組活動の推進 地域防災力の強化 空室対策 農地・農業水利施設等の適切な安全管理	
	7-4 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死者の発生	10 国土保全、横断2 老朽化対策		農地・農業用施設の保全 共同取組活動の推進 地域防災力の強化 空室対策 農地・農業水利施設等の適切な安全管理	
	7-5 避難所等の生活環境が悪化する事態	2 住宅・都市、3 保健医療、 横断1 地域づくり・リスクコミュニケーション		農地・農業用施設の保全 共同取組活動の推進 地域防災力の強化 空室対策 農地・農業水利施設等の適切な安全管理	
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	14 環境		農地・農業用施設の保全 共同取組活動の推進 地域防災力の強化 空室対策 農地・農業水利施設等の適切な安全管理	
	8-2 町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	2 住宅・都市、6 情報通信、8 交通		農地・農業用施設の保全 共同取組活動の推進 地域防災力の強化 空室対策 農地・農業水利施設等の適切な安全管理	
	8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	1 行政機能、10 国土保全		農地・農業用施設の保全 共同取組活動の推進 地域防災力の強化 空室対策 農地・農業水利施設等の適切な安全管理	
	8-4 耕作放棄地等の荒地が増加する事態	9 農業、横断2 老朽化対策		農地・農業用施設の保全 共同取組活動の推進 地域防災力の強化 空室対策 農地・農業水利施設等の適切な安全管理	
	8-5 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	1 行政機能、横断1 地域づくり・リスクコミュニケーション		農地・農業用施設の保全 共同取組活動の推進 地域防災力の強化 空室対策 農地・農業水利施設等の適切な安全管理	

※「施策分野」の、横断1、2はそれぞれ横断的分野1、2を指す。横断とないものは個別施策分野

## 横瀬町国土強靱化地域計画 概要版 令和3年3月

【お問い合わせ先】横瀬町総務課

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545 番地

TEL:0494-25-0111 (直通) FAX:0494-23-9349 E-mail:soumu@town.yokoze.saitama.jp

横瀬町国土強靱化地域計画本編は、町ホームページでご覧いただけます。

<https://www.town.yokoze.saitama.jp/>